令和２年　第８回　置戸町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和２年８月１９日　午後１時３０分

２．開催場所　　役場第一会議室

３．出席委員（１２名）

１番　大槻　尚浩	２番　廣中　和幸	３番　井上　一味
４番　佐藤　秀昭	６番　齊藤　貴浩	７番　東海林　正幸
８番　樋渡　秀晃	９番　篠原　正博	１０番　松本　和彦
１１番　野里　光幸	１２番　有馬　和幸	１３番　溝井　雅幸

４．欠席委員（１名）

５番　井上　雅明

５．議に付した事件

議案第 25 号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 26 号 農業委員の辞職について

６．職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長　　名和　祐一

事務局長　　定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。
　　会長、よろしくお願いいたします。

会　　長　　開会挨拶
会　　長　　それでは只今より、令和２年第８回置戸町農業委員 会議を開会いたします。
　　本日の議事録署名委員は、３番　井上　一味委員、４番　佐藤　秀昭委員を指名します。
　　事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長　　本日届け出のありました欠席委員は、５番　井上　雅明　委員、　１名でございます。
　　本日の提案議案は、議案第２５号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について」から、議案第２６号「農業委員の辞職について」までの２件です。
　　以上で諸般の報告を終わります。

会　　長　　それでは、議案第２５号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題としますので、議案の１ページをお開きください。
　　事務局より説明させます。

事務局長　　議案第２５号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。
　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により決定を求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。
　　提出年月日は本日付です。案件は３件です。

１番　　利用権の設定等を受けるもの、買い手は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇　〇〇〇〇　さんで、利用権の設定等をするもの、売り手は北海道農業公社　です。
　　土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇　外〇〇筆　で、面積合計は、１３８，９０３㎡、利用権設定等の種類は所有権で、売買金額は　１８，０００，０００円で、１０ａ当り　１２９，６００円です。
　　あっせん委員は、廣中委員、齊藤委員です。
　　場所につきましては、３ページの第１図をお開きください。
　　（第１図にて概要説明）
　　１ページにお戻りください。

２番　　利用権の設定等を受けるもの、借り手は、北海道農業公社です。
　　貸し手は、北見市〇〇〇〇　〇〇〇〇さんです。
　　土地の所在は、字拓〇〇〇〇番〇〇　外〇〇筆で、面積合計は、４６，３９６㎡利用権設定

等の種類は賃借権です。
賃借金額は１２１，０００円で１０ａ当り　２，６００円です。
あっせん委員は、溝井委員、大槻委員です。
場所につきましては、３番　説明後に説明いたします。

３番　　利用権の設定等を受けるもの、借り手は、置戸町字○○○○番地の○○　○○○○法人　○○○○　代表理事組合長　○○○○さんです。
貸し手は、北海道農業公社です。
土地の所在及び賃借金額、あっせん委員につきましては、２番と同じでございます。
場所につきましては、４ページの第２図をお開きください。
（第２図にて概要説明　）
１ページにお戻りください。

以上で、議案第２５号の説明を終わります。

会　　長　　ただいま、事務局より議案２５号について説明がありました。
これから質疑を行います。
質疑は３番を除き行います。
何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）

会　　長　　質疑なしと認めます。
それでは、議案第２５号の１番２番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
（挙手多数）

会　　長　　賛成多数と認めます。
したがって、議案第２５号の１番２番については、原案のとおり可決いたしました。

会　　長　　次に、議案第２５号の３番について質疑を行います。
○○番　○○○○委員、○○番　○○○○委員、○○番　○○○○委員の退席を命じます。
（○○委員、○○委員、○○委員退席）
何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）

会　　長　　質疑なしと認めます。
それでは、議案第２５号の３番について、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙

手をお願いします。

（挙手多数）

会　　長　　賛成多数と認め、議案第２５号の３番は、原案のとおり可決いたしました。

○○番　○○○○委員、○○番　○○○○委員、○○番　○○○○委員の復席を許可します。

（○○委員、○○委員、○○委員復席）

会　　長　　次に議案第２６号「農業委員の辞職について」を議題とします。

議案の２ページをお開きください。

事務局より説明させます。

事務局長　　議案第２６号「農業委員の辞職について」をご説明いたします。

８月７日付で、井上雅明議員より置戸町農業委員辞任の申し出がありました。

辞任の申し出の理由といたしまして、健康上の理由から農業委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから願い出たというものでございます。

委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第１３条第１項におきまして、「委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されておりますことから、今回の農業委員会の議案として上程させて頂いたものでございます。

また、補足ではございますが、辞任の同意を頂いた場合、農業委員さんが１名欠員となります。

置戸町農業委員会委員の選任に関する規程第９条第１項におきまして、「欠員が生じた場合はこの規程に定める手続きに基づき、すみやかに農業委員の補充に努めなければならない。」とするいわゆる努力規定、同第２項におきましては「農業委員の欠員が定数の３分の１を超えた場合は、この規程に定める手続きに基づき、すみやかに農業委員を補充しなければならない。」とするいわゆる義務規定が定められております。

本議案について同意を頂いた場合、１名の欠員となるわけでございますが、先ほど申しましたとおり選任規程上においては、努力規定でございます。

しかし、新しい任期が始まったばかりであること、また残った農業委員さんの負担が増えることから、町長部局と協議し、欠員の補充を進めたいと考えております。

ただし欠員の補充にあたっては、委員の公募に１ケ月程度かかること、また議会の同意が必要になることから、１２月になる見込みです。

以上で、議案第２６号の説明を終わります。

会　　長　　しばらく休憩いたします。

会　　長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

会　　長　　ただいま、事務局より議案第２６号について説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
（なしの声あり）

会　　長　　質疑なしと認めます。
それでは、議案第２６号について、原案のとおり同意することに賛成の委員は挙手をお願いします。
（挙手多数）

会　　長　　賛成多数と認めます。したがって、議案第２６号については、原案のとおり同意いたしました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
これで令和２年第８回農業委員　会議を閉会いたします。